

本年中の延滞税割合は 2ヶ月まで4.1%

国税を法定納期限までにすべて納付できなかった場合、遅延損害金として延滞税（通則法60）がかかります。

今回はその内容と、延滞税の具体的計算について、まとめてみたいと思います。

(1) 延滞税の内容

- イ. 予定納税額をその法定納期限までに完納しない場合
- ロ. 確定分の税額をその法定納期限までに完納しない場合
- ハ. 期限後申告、修正申告または更正、決定により納付すべき税額が生じた場合
- ニ. 源泉徴収税額をその法定納期限までに完納しない場合

(2) 延滞税の金額

① 原則 法定納期限の翌日から完納する日まで

の期間に応じて、未納税額に対して年14.6%の割合で計算した金額となります。

② 特別 ただし、納期限までの期間または納期限の翌日から2ヶ月を経過する日までの期間の当該割合は、各年の前年の11月末の公定歩合に年4%を加算した割合（7.3%上限）とされています。

したがって、平成16年11月末の公定歩合は、「0.1%」であったために、「4%+0.1%」である「4.1%」が2ヶ月までの延滞税割合となっています。

(3) 留意点

延滞税の計算期間の特例として、利子税の課税される延納期間や申告期限から1年経過後に更正を受けたり、修正申告を行った場合には、一定期間が延滞税の計算基礎期間から除外されますので留意してください。

いずれにしても、延滞税の利率は、非常に高い率になっていますので、くれぐれも延滞税とかかわるようなケースがないように心したいものです。

ナマの税務相談室

Q 先生、私と妹は居宅を10年前に父の死亡により相続しましたが、ともに所有権と居住地が一致せず困っていましたが、

永年妹と同居している母がお金がかかっても居宅と居宅を交換することをすすめられました。

A 甲野さんの居宅はS市H町、評価証明ですと140m²1,170万円、妹さんの居宅はN市W町で100m²1,830万円ですね。そして、甲野さんの居宅は妹さん名義、妹さんの居宅は甲野さん名義。

Q 先生、別の評価証明ですが、土地はともに本人名義で交換の必要はありません。そこで、居宅と居宅の交換をしたいのですが税の取扱いは、父の相続の経緯はあるが実行したいと思います。私と妹はともに居宅の家賃など一切やりとりはありません。

A 交換はOKです。税の上では甲野さんが妹さんの居宅を取得し、評価上の開差340

親族間の 不動産の交換

万円に贈与税がかかります。借地権関係一は問題ありません。

Q 先生、いわゆる所得税の交換の申告はする

のですか。評価上開差はあるのですが、私達の家族の学校、私と妹の勤務先等から二人の居宅は等価と思います。等価で交換申告は認められますか。

A 甲野さん、交換の所得税の申告は等価でもよいと思います。税務ではこの評価上の開差に相当する利益を、兄が妹から贈与により取得したものとみなされ、贈与税がかかります。

Q 登記料も売買並みにかかりますが、母の助言もあり、早速登記をし、来年私は贈与税の申告と交換の特例の申告を先生に依頼します。

[参考] 相法7
所法59

ナマの税務相談室